

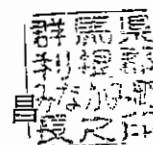
みなかみ町告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙調書のとおり字の区域を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による、みなかみ町矢瀬蟹杵土地区画整理事業に係る換地処分
の公告のあった日の翌日から生ずるものとする。

平成22年6月11日

みなかみ町長 岸 良



変更理由書

みなかみ町矢瀬蟹杵土地区画整理事業の完了に伴い、事業実施区域の字の区域をみなかみ町月夜野に変更し、字下矢瀬、字蟹杵を廃止するものです。

変 更 調 書

町	字	地 番
みなかみ町月夜野	下矢瀬	2987-4、2999-4、3001-3、3002、3003-1、3004、3005-1、3005-2、 3006-1、3007、3008-2、3009-1、3010、3011、3013から3015まで、 3016-1、3016-2、3017、3019-6から3019-10まで、3028-5、3032-2、 3033、3034-2、 無地番道路・水路
	蟹杵	3035-1、3035-2、3036-1、3036-2、3038-2、3039-1、3039-2、3040-1、 3040-2、3041、3042-1、3051、3052-1、3052-2、3053-1、3053-2、 3055-1、3058-1、3058-2、3059-1、3059-2、3060から3064まで、 3065-1、3065-2、3066-1、3066-2、3071-1、3071-2、3072-1、 3072-2、3073、3074、3075-1から3075-3まで、3076から3079まで、 3081から3083まで、3084-1、3084-2、3085から3095まで、3096-1、 3096-2、3097、3098、3100、3101、3102-1、3102-2、3103、3104、 3105-2、3106-1、3106-2、3107-1、3108-1から3108-4まで、 3109から3113まで、3114-1、3114-2、3115、3116、3117-1、3117-2、 3118から3120まで、3122から3127まで、3128-1から3128-3まで、 3129から3131まで、3132-1、3132-2、3133から3136まで、3137、 3137-2、3138から3141まで、3142-1から3142-3まで、3143、3144、 3145-1から3145-3まで、3146、3147-1、3147-2、3148から3150まで、 3151-1、3151-2、3152、3153、3154-1、3154-2、3155-1、3155-2、 3156-2、3156-3、3156-4、3158、3159、3160-1、3160-2、 3160-4から3160-6まで、3160-9、3169-2、3170-2、3171-1、3171-2、 無地番道路・水路

上記区域(同区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部を含む。)をみなかみ町月夜野に変更し、字を廃止する。